議案第57号

羽曳野市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一 部を改正する条例の制定について

羽曳野市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和3年10月12日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提案理由

道路構造令(昭和 45 年政令第 320 号)の一部改正を踏まえ、同令の規定を引用して定めている本市の基準を改定するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

 令和
 年
 月
 日

 羽曳野市条例第
 号

羽曳野市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例(平成 24 年羽曳野市条例 第 36 号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「の車道」 の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

(自転車通行帯)

- 第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路(自転車道を 設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保する ため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通 行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得な い場合においては、この限りでない。
- 3 自転車通行帯の幅員は、1.5 メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況 その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1 メートルまで縮小するこ とができる。
- 4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「道路には」を「道路(第3種第4級及び第5級並びに第4種第3級 及び第4級の道路を除く。次項において同じ。)で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには」に改め、同条第2項中「道路(」を「道路で設計速度が1時 間につき60キロメートル以上であるもの(」に改める。

第 10 条第 1 項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。 第 11 条第 1 項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。 第 31 条第 3 号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。 第 39 条中「第 8 条」の次に「、第 8 条の 2 第 3 項」を加える。

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

新

旧

(車線等)

第 4 条 車道(副道、停車帯、自転車通行帯その | 第 4 条 車道(副道、停車帯その他道路構造令施 他道路構造令施行規則(昭和 46 年建設省令第7 号。以下「構造令施行規則」という。)第 2 条 に規定する部分を除く。)は、車線により構成 されるものとする。ただし、第3種第5級又は 第4種第4級の道路にあっては、この限りでは ない。

### 2~4 省略

5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の 車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、4 メー トルとするものとする。ただし、当該普通道路 の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状 況その他の特別の理由によりやむを得ない場合 又は第 33 条の規定により車道に狭窄部を設け る場合においては、3 メートルとすることがで きる。

### 第5条 省略

(副道)

### 第6条 1 省略

- 2 副道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、4 メ ートルを標準とするものとする。
- 第7条・第8条 省略

(自転車通行帯)

- 第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い道 路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道 の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、 停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車 通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状 況その他の特別の理由によりやむを得ない場合 においては、この限りでない。
- 2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩 行者の交通量が多い道路(自転車道を設ける道 路及び前項に規定する道路を除く。)には、安 全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行 を分離する必要がある場合においては、車道の 左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。 ただし、地形の状況その他の特別の理由により やむを得ない場合においては、この限りでな
- 3 自転車通行帯の幅員は、1.5 メートル以上と するものとする。ただし、地形の状況その他の

(車線等)

行規則(昭和46年建設省令第7号。以下「構造 令施行規則」という。)第2条に規定する部分 を除く。)は、車線により構成されるものとす る。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の 道路にあっては、この限りではない。

#### 2~4 省略

5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の 車道の幅員は、4 メートルとするものとする。 ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少 なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由に よりやむを得ない場合又は第33条の規定によ り車道に狭窄部を設ける場合においては、3 メ ートルとすることができる。

### 第5条 省略

(副道)

## 第6条 1 省略

2 副道の幅員は、4 メートルを標準とするもの とする。

第7条・第8条 省略

特別の理由によりやむを得ない場合において は、1メートルまで縮小することができる。

- 4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の 交通の状況を考慮して定めるものとする。 (自転車道)
- 第9条 自動車及び自転車の交通量が多い道路 (第3種第4級及び第5級並びに第4種第3級 及び第 4 級の道路を除く。次項において同 じ。)で設計速度が1時間につき60キロメート ル以上であるものには、自転車道を道路の各側 に設けるものとする。ただし、地形の状況その 他の特別の理由によりやむを得ない場合におい ては、この限りでない。
- 行者の交通量が多い道路で設計速度が1時間に つき 60 キロメートル以上であるもの(前項に規 定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交 通を確保するため自転車の通行を分離する必要 がある場合においては、自転車道を道路の各側 に設けるものとする。ただし、地形の状況その 他の特別の理由によりやむを得ない場合におい ては、この限りでない。

### 3~5 省略

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い道路(自転車道又 は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、 自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとす る。ただし、地形の状況その他の特別の理由に よりやむを得ない場合においては、この限りで ない。

# 2~4 省略

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車 歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交 通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自 転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転 車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若し くは第4種第4級の道路には、その各側に歩道 を設けるものとする。ただし、地形の状況その 他の特別の理由によりやむを得ない場合におい ては、この限りでない。

### 2~5 省略

第12条~第30条 省略

(待避所)

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い道路に は、自転車道を道路の各側に設けるものとす る。ただし、地形の状況その他の特別の理由に よりやむを得ない場合においては、この限りで ない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩 | 2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩 行者の交通量が多い道路(前項に規定する道路 を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保す るため自転車の通行を分離する必要がある場合 においては、自転車道を道路の各側に設けるも のとする。ただし、地形の状況その他の特別の 理由によりやむを得ない場合においては、この 限りでない。

### 3~5 省略

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い道路(自転車道を 設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を 道路の各側に設けるものとする。ただし、地形 の状況その他の特別の理由によりやむを得ない 場合においては、この限りでない。

### 2~4 省略

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車 歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交 通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自 転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転 車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道 路には、その各側に歩道を設けるものとする。 ただし、地形の状況その他の特別の理由により やむを得ない場合においては、この限りでな V 10

### 2~5 省略

第12条~第30条 省略

(待避所)

- 第31条 第3種第5級の道路には、次に定める ところにより、待避所を設けるものとする。た だし、交通に及ぼす支障が少ない道路について は、この限りでない。
  - (1) (2) 省略
  - (3) 待避所の長さは、20 メートル以上とし、 その区間の車道<u>(自転車通行帯を除く。)</u>の幅 員は、5 メートル以上とすること。
- 第32条~第38条 省略

(小区間改築の場合の特例)

- 第39条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。
- 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある 小区間について応急措置として改築を行う場合 において、当該道路の状況等からみて第4条、 第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条 第2項、第8条、第8条の2第3項、第9条第 3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3 項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第 20条第1項、第22条第2項、第24条第3 項、次条第1項及び第2項並びに第41条第1 項の規定による基準をそのまま適用することが 適当でないと認められるときは、これらの規定 による基準によらないことができる。

以下省略

- 第31条 第3種第5級の道路には、次に定める ところにより、待避所を設けるものとする。た だし、交通に及ぼす支障が少ない道路について は、この限りでない。
  - (1) (2) 省略
  - (3) 待避所の長さは、20 メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5 メートル以上とすること。
- 第32条~第38条 省略

(小区間改築の場合の特例)

- 第39条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によるときは、これらの規定による基準にといてとができる。
- 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある 小区間について応急措置として改築を行う場合 において、当該道路の状況等からみて第4条、 第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条 第2項、第8条、第9条第3項、第10条第2 項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第 13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22 条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第 2項並びに第41条第1項の規定による基準を そのまま適用することが適当でないと認められ るときは、これらの規定による基準によらない ことができる。

以下省略